平成２１年（フ）第３８８号
大分市大字森町236番地の１　コーポ白石203
債務者　麻野　豊数
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４７９号
熊本市東町３丁目６番12―９号
債務者　松本　麻美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０９号
島根県八束郡東出雲町錦新町７丁目４番５―202号
債務者　山田　絵美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９１号
栃木県足利市鹿島町603番地３　プレジール鹿島Ａ201号
債務者　今井　隆義
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月24日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５４１号
神奈川県海老名市中野190番地の48
債務者　佐野かずみ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４２号
横浜市磯子区洋光台５丁目５番２―106号
債務者　三村　弘喜
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６４号
横浜市旭区二俣川１丁目71番地15　スターホームズ二俣川Ｖ401号
債務者　高橋　直貴
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０９号
横浜市戸塚区川上町733番地11
債務者　佐藤　史健
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９号
島根県出雲市大津町1126番地20、前住所茨城県ひたちなか市東大島２丁目11番６号　東大島マンションＡ―２
債務者　小畑　篤史
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第７９号
島根県出雲市大社町杵築西2572番地３
債務者　高橋　　亮
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第４３３号
栃木県下都賀郡大平町大字西水代2746番地37
債務者　髙野　賢二
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３４号
栃木県下都賀郡大平町大字西水代2746番地37
債務者　髙野みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４４０号
栃木県宇都宮市八幡台３番27号久保井方
債務者　野**桧**　志津
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１８号
岡山市東区可知３丁目８番10―306号
債務者　笘居　達生
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０６４号
栃木県那須烏山市中央２丁目８番４号、前住所栃木県那須烏山市野上987番地４　プラシードＢ201
債務者　小口　真人
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２１７号
神奈川県相模原市陽光台７丁目２番11号　サングリーンハウス３―Ａ
債務者　新倉　弘美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部